

# 退職手当金給付の仕組みについて

## ○退職手当金給付について

民間社会福祉施設職員の退職手当は、国の定めた「共済法」による退職手当共済制度に加入することにより、ほぼ国家公務員並に給付されますが、「共済法」では、退職手当の計算基礎となる額が、退職時の本俸月額では無く下表のとおり基礎額が定められているため、給付額に若干差額が生じます。

群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済制度（県単共済）は、この退職時の本俸月額と基礎額の違いによる差額部分の給付を行い、退職手当を公務員並のものとする制度です。

退職前6ヶ月の平均本俸月額	共済法基礎額	退職前6ヶ月の平均本俸月額	共済法基礎額
74,000円未満	62,000円	205,000円以上 220,000円未満	205,000円
74,000円以上 86,000円未満	74,000円	220,000円以上 235,000円未満	220,000円
86,000円以上 100,000円未満	86,000円	235,000円以上 250,000円未満	235,000円
100,000円以上 115,000円未満	100,000円	250,000円以上 265,000円未満	250,000円
115,000円以上 130,000円未満	115,000円	265,000円以上 280,000円未満	265,000円
130,000円以上 145,000円未満	130,000円	280,000円以上 300,000円未満	280,000円
145,000円以上 160,000円未満	145,000円	300,000円以上 320,000円未満	300,000円
160,000円以上 175,000円未満	160,000円	320,000円以上 340,000円未満	320,000円
175,000円以上 190,000円未満	175,000円	340,000円以上 360,000円未満	340,000円
190,000円以上 205,000円未満	190,000円	360,000円以上	360,000円

## ○共済法による退職手当金（実施主体：独立行政法人福祉医療機構）は、後日支給

前述のとおり群馬県社会福祉協議会より支給する退職金は差額分であり、基本の退職金については「共済法」による退職手当共済制度の実施主体である「独立行政法人福祉医療機構」より支給されますが、これについては、全国規模の事務処理を行っている関係から、支給までは相当の時間を要します。（通常3～4か月程度）

## ○退職手当金の計算方法

【例】退職前6ヶ月の平均本俸月額210,000円、在職期間5年で退職の場合では

(1) 公務員の場合

$$210,000円 \times 2.61 (5年の給付率) = 548,100円 \quad \dots \quad \boxed{A} \text{ (国家公務員の退職金額)}$$

(2) 民間社会福祉施設職員の場合

・ 共済法により給付（独立行政法人福祉医療機構より退職者本人へ）

$$205,000円 (共済法基礎額) \times 2.61 = 535,050円 \quad \dots \quad \boxed{B} \text{ (共済法の退職金額)}$$

・ 県単共済による給付（群馬県社会福祉協議会より施設を經由して退職者本人へ）

$$(210,000円 - 205,000円) \times 2.61 = 13,050円 \quad \dots \quad \boxed{C} \text{ (県単共済の退職金額)}$$

$$A \text{ [国家公務員の退職金額]} = B \text{ [福祉医療機構の退職金額]} + C \text{ [県単共済の退職金額]}$$

※「県単共済」は、退職時の平均本俸月額と共済法基礎額の違いによる差額部分の給付を行い、公務員並みの退職金とする制度ですので、A（国家公務員の退職金額）とB（共済法の退職金額）が同額の場合は、C（県単共済の退職金）の支給はありません。

# 退職手当金給付の流れについて

## ○退職手当支払資金・退職手当金について

### ◆県単共済・退職手当支払資金について

(実施主体：社会福祉法人群馬県社会福祉協議会)

①退職者の退職手当支払資金につきましては、制度上、退職された施設（法人）の銀行口座に支給決定額をお振込みしております。

②後日、退職された施設（法人）より、退職手当支払資金が、退職者に支給されます。

※退職者には、「退職手当資金決定通知書（写）」が送付されますので、通知が到着してから2ヶ月以上経過しても、退職された施設（法人）より、退職手当支払資金の支給がない場合は、退職された施設（法人）にお問い合わせ願います。

### ◆共済法に基づく退職手当金について

(実施主体：独立行政法人福祉医療機構)

①全国規模の退職金制度であり、事務処理等の都合上、支給までに3～6か月程かかってしまう場合もありますので、予めご了承ください。

②共済法に基づく退職手当金の支給時期等につきましては、直接、下記の独立行政法人福祉医療機構共済部（TEL：0570-050-294）あてにお問い合わせ願います。

## ○「給付金決定通知書(退職慰労金)」について

退職手当金の他に退職慰労金（福利厚生給付金）があります。

①退職慰労金とは、被共済職員期間が1年以上の退職者に対する給付金です。

②退職手当支払資金とは別に、直接退職者の銀行口座に、退職慰労金（福利厚生給付金）をお振込みしておりますので、ご確認願います。

## ○退職手当支払資金・退職手当金・退職慰労金のお金の流れ（図式）

